

議案第34号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取 県産業 未来共 創基金	県内の 産業の振 興及び持 続的な発 展並びに 雇用の維 持及び拡 大を図る ための施 策に要す	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
32 鳥取 県産業 未来共 創基金	県内の 産業の振 興及び持 続的な発 展並びに 雇用の維 持及び拡 大を図る ための施 策に要す	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	(1) 一 般会計 歳入歳 出予算 に計上 して、 当該基 金の設 置目的 を達成	当該基金 の設置目的 を達成する ために必要 な経費の財 源に充てる とき。

<p>る費用に 充てるこ と。</p>	<p>するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に</p>		<p>る費用に 充てるこ と。</p>	<p>するた めに必 要な経 費の財 源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に</p>
-----------------------------	---	--	-----------------------------	---

										積立て
33 鳥取	県内の小	一般会計	積立て	当該基金	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
県義務	公立の小	歳入歳出	(1) 一	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
教育諸	学校、中	予算に定	歳入歳	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
学校教	学校、義	める額	出予算	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
育情報	務教育学		に計上	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
化推進	校並びに		して、	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
基金	特別支援		当該基	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
	学校の小		金の設	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
	学部及び		置目的	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
	中学部に		を達成	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
	おける通		するた	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
	信端末機		めに必	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
	器の整備		要な経	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。
	その他の		費の財	一般会計	の設置目的	を達成する	ために必要	な経費の財	源に充てる	とき。

<p>教育の情 報化の推 進を図る ための施 策に要す る費用に 充てるこ と。</p>	<p>源に充 当 (2) (1)の ほか、 一般 計歳入 歳出予 算に計 上して 基金に 積立て</p>	
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。